

「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方について

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
1	(1)規模要件	1	広い面積に設置された太陽光発電施設を細かく区切り、小規模発電所として小売し、大規模発電所とみなされない事例があることから、設備を小分けにして販売されても、設備が同じ区域内であれば対象とされるような条例を望む。	ご提示された事例につきましては、事業の目的や関連性、実施区域、実施期間等の状況を総合的に勘案し、一体の事業であると判断できる場合には、複数の土地の面積を合算して環境影響評価の対象事業の該非を判定します。	—
2	(1)規模要件	3	対象事業の規模要件「太陽電池発電所等区域の面積 10ha 以上」について、現行の規則において面積を規模要件としている事業を参考にしたとのことだが、太陽光発電事業は土地区画整理事業や宅地開発事業とは土地利用のありようが全く異なるものであり、これらの規模要件がそのまま当てはまるものではない。 また、市の実情にもあっておらず、10ha 以上の施設の設置は現実性が乏しい。 千葉市の土地利用状況を考えると、規模要件は 10 haではなく、1ha（およそ 1 町歩）が望ましい。	千葉市環境影響評価条例では、事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象にしています。 事業の規模の検討にあたっては、ご提示のとおり、条例施行規則において面積を規模要件としている他事業や、国及び県の規模（※下記参照）を参考にしています。 また、太陽光発電事業が、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で 10ha 以上としております。 なお、条例の対象事業に該当しない 10ha 未満の太陽電池発電所については、令和 2 年 3 月 31 日に、環境省が「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しており、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保される仕組みを作っていることから、規模要件は原案のとおりとさせていただきます。 ※国及び県の規模要件（参考） 国：出力 4 万 kW（面積 100ha 相当）以上 県：太陽電池パネル等の水平投影面積 40ha 以上 ただし、自然公園等区域においては 10ha 以上 ※県は規模要件を検討中 市：区域面積 10ha 以上	—

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
3	(4)技術指針	1	「快適な生活環境の保全に係る環境要素」に反射光等が入るのは良いと思う。	技術指針の改正案についてご賛同いただき、ありがとうございます。 太陽光発電事業の実施にあたり、反射光の環境影響評価が必要であることを事業者が認知できるよう、技術指針に盛り込みます。	—
4	(4)技術指針	1	「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」に「反射光」を明記するだけでは不十分と考える。 パワーコンディショナの高調波電流による雑音の影響（電波障害）除去、電子部品など（特にアルミ電解コンデンサ）による事故防止、他の系統に接続された機器への影響の注意、維持管理による予防措置の推奨などを明記すべきである。	太陽光発電事業で用いる発電設備については、電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準に適合する義務があります。 申請のあった設備について、この法律に定められた基準の遵守状況について確認してまいります。	—
5	その他	3	10ha未滿の太陽光発電施設でも、再生土を盛った上に設置されたものもあり、法面が急勾配なため、大雨による土砂崩れ等によって、道路や田んぼ等が埋まってしまう事例が見受けられる。 また、近年、ゲリラ豪雨や台風等の強風や大雨による大規模な災害が頻発しており、太陽光発電施設の被害が市民生活に与える影響も大きくなることも予想される。 条例の対象事業に該当しない太陽光発電施設であっても周辺への影響は大きいので、一定規模以上の施設について指導を行うとともに、住民への同意を得るなど指導の強化を求める。	再生土による盛土等に当たっては、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例に基づき、市内における500㎡以上の埋立て等の行為を対象として、使用された再生土の崩落、飛散及び流出並びに使用する再生土による環境影響を防止するため、必要な措置を講ずる必要があります。したがって、埋め立て等を伴う場合は、10ha未滿の太陽光発電施設であっても、その適用法令の要件を満たす必要が生じます。 加えて、千葉市環境影響評価条例の対象事業に該当しない太陽光発電施設についても、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月 環境省）や「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月（令和2年4月改訂） 資源エネルギー庁）により、土地や地域の状況に応じ環境影響が考えられる場合は、土砂災害や水害等の災害対策を含む、環境の保全のために必要な対策を実施することになると考えます。 また、ガイドラインの中には、地域とのコミュニケーションに関する取り組みの項目等も盛り込まれております。 本市では、これらのガイドラインも有効に活用しながら、事業者の環境配慮に対する指導や助言等を行ってまいります。	—

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
6	その他	1	市内の太陽光発電施設の設置状況を、市として把握しておくことも必要だと考える。	<p>市内の太陽光発電施設のうち、固定価格買取制度（FIT 制度）の認定を受けている事業計画につきましては、資源エネルギー庁が取りまとめた認定情報により、状況を把握しております。</p> <p>また、本市では、開発行為や農地転用などの関係法令を所管する部署との連絡体制を整えており、太陽光発電施設の設置状況の把握に努めております。</p> <p>今後も、関係課との情報共有を図り、状況の把握に努めてまいります。</p>	—